

令和5年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和5年3月8日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第27号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）

1番 菅井晋一君	2番 富樫雅男君
3番 鈴木好彦君	4番 稲葉久美子君
5番 木村貞雄君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	大滝慈光君
同課収納対策室長	東海林肇君
市民課長	板垣敏幸君
同課市民年金室長	小川一幸君
同課生活人権室長	前川龍也君
同課自治振興室長	佐藤克也君
環境課長	瀬賀豪君
同課生活環境室長	本間研二君
同課環境政策室長	大滝誓生君
- 9 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	菅井洋子

（午前10時00分）

委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおり進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第27号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 板垣敏幸君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

市民課長 おはようございます。それでは、議第27号の提案理由をご説明いたします。議第27号は、村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例制定についてである。村上市男女共同参画計画が令和5年度から第3次計画としてスタートするに当たり、計画策定委員会を審議会に名称変更するとともに、所掌事務に計画策定後

の進捗に関する審議を加えることで第3次計画の着実な実行を図っていくこととするものである。以上だ。

(質 疑)

鈴木 一之

計画策定委員会であったものが今度審議会ということであって、こちらのほうの以前だと、3か、公募による市民がその代表であったということであったのだが、今度審議会に変わって、地域住民の代表ということであるが、具体的には区長さんとか総代さんとかで、そういう格好であるだろうか。

市民 課長

現在については、一般公募ということで募集をいたして、3名の委員の方に就任いただいている。新しく審議会になった後については、今後これから具体的などころについては進めることとしているが、同様に一般の皆さんからも参画をいただくというようなことで考えているので、地域住民というふうな部分においては地域の一般の方というふうな部分を含めてというふうに考えているので、広く意見が吸い上げられるような形で審議会を構成したいというふうに考えている。

鈴木 一之

特に区長さんとか総代さんとかということではなくて、地域住民の代表ということで捉まえていけばよろしいのだね。ありがとうございました。

稲葉久美子

市民代表の方で選ぶというような形だが、男女の比率についてはどんなふうを考えていらっしゃるか。

市民 課長

厳密にということにはならないが、極力同じような構成というふうな形になるように配慮はしたいというふうに考えている。また、現在の策定委員会についても、ほぼ男女の比率同数というふうな形の中でやっているの、審議会についても引き続き同様の形で進めていきたいと考えている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(長谷川 孝君)散会を宣する。

(午前10時04分)